

静岡県建設工事成績評定要領の運用について

1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙－1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙－2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 工事全体を通じて、「施工体制」や「施工状況」などの工事実施状況等を確認のうえ、評定するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－3により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事事務及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 契約不適合責任期間中に契約不適合が発覚した場合

4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙－4により工事検査課長に報告するものとする。

5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の①に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

6 附則

この通知は、令和7年10月1日以降に設計積算を行う工事について運用するものとする。

静岡県建設工事成績評定要領の運用について

1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草、伐木、伐採又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙－1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙－2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 工事全体を通じて、「施工体制」や「施工状況」などの工事実施状況等を確認のうえ、評定するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－3により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事事務及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 契約不適合責任期間中に契約不適合が発覚した場合

4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙－4により工事検査課長に報告するものとする。

5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の①に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

6 附則

この通知は、令和8年4月1日以降に契約を行う工事について運用するものとする。